

平成28年第2回佐渡市議会定例会会議録（第6号）

平成28年3月22日（火曜日）

議事日程（第6号）

平成28年3月22日（火）午後1時30分開議

第 1 庁舎整備等特別委員会の報告

第 2 （総務文教常任委員会付託案件）

議案第9号から議案第13号まで、議案第21号から議案第23号まで、議案第25号、議案第27号、議案第29号、議案第30号、議案第44号、議案第51号から議案第54号まで、議案第60号から議案第62号まで

（市民厚生常任委員会付託案件）

議案第14号から議案第18号まで、議案第45号から議案第47号まで、議案第49号、議案第50号、議案第55号、平成27年請願第13号、陳情第1号、請願第5号

（産業建設常任委員会付託案件）

議案第19号、議案第20号、議案第24号、議案第26号、議案第28号、議案第48号、議案第56号、議案第59号

第 3 発議案第1号

第 4 発議案第2号

第 5 発議案第3号

第 6 議案第57号

第 7 議案第58号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（22名）

1番	山	田	伸	之	君	2番	荒	井	眞	理	君	
3番	駒	形	信	雄	君	4番	渡	辺	慎	一	君	
5番	坂	下	善	英	君	6番	大	森	幸	平	君	
7番	笠	井	正	信	君	8番	中	川	直	美	君	
9番	大	澤	祐	治	郎	君	10番	金	田	淳	一	君
11番	浜	田	正	敏	君	12番	中	川	隆	一	君	
13番	岩	崎	隆	寿	君	14番	中	村	良	夫	君	
15番	村	川	四	郎	君	16番	佐	藤		孝	君	
17番	金	光	英	晴	君	18番	猪	股	文	彦	君	
19番	金	子	克	己	君	21番	竹	内	道	廣	君	

23番 近藤和義君

24番 根岸勇雄君

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	甲斐元也君	副市長	金子優君
教育長	児玉勝巳君	総合政策監	池町円君
会計管理者兼会計課長	原田道夫君	総務課長兼選挙管理委員会事務局長	渡辺竜五君
総合政策課長	小林泰英君	行政改革課長	本間聡君
世界遺産推進課長	安藤信義君	財務課長	池野良夫君
地域振興課長	加藤留美子君	交通政策課長	渡邊裕次君
市民生活課長	村川一博君	税務課長	川上達也君
環境対策課長	名畑匡章君	社会福祉課長	鍵谷繁樹君
高齢福祉課長	後藤友二君	農林水産課長	坂田和三君
観光振興課長	大橋幸喜君	産業振興課長	市橋秀紀君
建設課長	清水正人君	下水道課長	野尻純一君
学校教育課長	吉田泉君	社会教育課長	越前範行君
両津病院管理部長	小路昭君	監査委員局長	計良隆弘君
農業委員会事務局長	長敏宏君	消防課長	中川義弘君
危機管理庁舎整備幹事	羽藤政吉君	契約管理主幹	伊藤浩二君
	猪股雄司君	農林水産整備主幹	安達正博君

事務局職員出席者

事務局長	源田俊夫君	事務局次長	中川雅史君
議事調査係	齋藤壮一君	議事調査係	太田一人君

午後 1時30分 開議

○議長（根岸勇雄君） ただいまの出席議員数は21名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議会運営委員長の報告

○議長（根岸勇雄君） ここで、議会運営委員長より発言を求められておりますので、これを許します。
議会運営委員長、岩崎隆寿君。

〔議会運営委員長 岩崎隆寿君登壇〕

○議会運営委員長（岩崎隆寿君） おはようございます。本日の議事の流れについて、お手元に配付した資料のとおりであります。私から1点ご報告いたします。

市民厚生常任委員会の付託案件であります。議案第15号 佐渡市保育園の設置及び管理に関する一部改正条例につきまして、中川直美議員から議長に対し、修正案の提出がありました。議会運営委員会において協議した結果、所定の要件を満たしておりますので、本日の議事として取り扱うことに決定いたしました。具体的にはお手元に配付した資料をごらんください。

大森市民厚生常任委員長の報告の後、中川直美議員から議案第15号に対する修正案についての説明を行い、修正案についての起立表決を行います。その後の流れですが、中川議員の修正案が可決された場合は修正された以外の部分について、修正案が否決された場合は原案について起立表決を行うこととなります。議長の宣告を注意してお聞きくださるようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（根岸勇雄君） これで議会運営委員長の報告を終わります。

日程第1 庁舎整備等特別委員会の報告

○議長（根岸勇雄君） 日程第1、庁舎整備等特別委員会の報告を行います。

庁舎整備等特別委員会に付託した案件について、特別委員長の報告を求めます。

庁舎整備等特別委員長、大澤祐治郎君。

〔庁舎整備等特別委員長 大澤祐治郎君登壇〕

○庁舎整備等特別委員長（大澤祐治郎君） それでは、議長のほうから発言のお許しをいただきましたので、報告をさせていただきます。

本委員会に付託された事件について、会議規則第109条の規定に基づき、下記のとおり報告をいたします。

本委員会は、平成26年4月11日に設置され、本庁舎建設に関すること及び支所、行政サービスセンターの整備に関することについて審査を行いました。

まず第1、本庁舎の整備について。(1)、本庁舎周辺の借地の解消。市長は、借地の解消をしない限り庁舎建設には着手しないとの意向を示し、これまで鋭意地権者との交渉を行ってきた。庁舎周辺の5筆4,693平米については用地取得に至らなかったため、原契約の期間満了をもって地権者に返還することとし、これを除く市有地の中で計画を進めるとのこととした。

(2)、本庁舎整備の概要。現庁舎の耐用年数の経過後、新たに増築する庁舎のみで本庁の行政事務が遂行できるよう構造及び規模を鉄筋コンクリート造5階建て、延べ面積約6,000平米とし、市民の利用が多い窓口を1階に集約し、エレベーターを設置する等、ユニバーサルデザインを取り入れるほか、災害発生時において防災拠点として機能することができる計画とした。

2、支所及び行政サービスセンターの整備について。(1)、両津支所。大規模改修する佐渡島開発総合センターへ移転をした後、旧両津支所を解体し、その跡地に支所機能と公民館機能を兼ね備えた複合庁舎を佐渡島開発センターと一体的なものとして整備し、機能を集約することとした。

(2)、新穂行政サービスセンター。行政機能に加え、公民館機能をあわせ持つ庁舎を新穂体育館横の市有地に建設することとした。

(3)、小木行政サービスセンター。行政機能に加え、公民館機能をあわせ持つ庁舎を現在の位置に建設することとした。

3、本委員会の意見。(1)、本庁舎の整備について。地権者に返還することとした本庁舎周辺の借地については、庁舎管理の面、あるいは災害発生時において市民の一時的な緊急避難場所として利用が想定されることから、市有地として管理することが望ましいと料するので、引き続き用地取得に向け、努力されたい。

(2)、支所及び行政サービスセンターの整備について。本委員会の審査において、執行部が示した計画に対し、将来人口の推計を無視した過大な規模や既存施設との機能の重複といった質疑、意見が出されたが、執行部は支所及び行政サービスセンターの整備の方針について明確に示すことができなかつた。なお、このことは議員全員協議会における議論についても同様である。よって、執行部は議会を始め、市民に対してその説明に一層努力をすること。

以上であります。

○議長（根岸勇雄君） 以上で庁舎整備等特別委員会の報告は終わりました。

お諮りいたします。庁舎整備等特別委員会は、本日をもって廃止することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 異議なしと認めます。

よって、庁舎整備等特別委員会は本日をもって廃止することに決定いたしました。

日程第2 (総務文教常任委員会付託案件)

議案第9号から議案第13号まで、議案第21号から議案第23号まで、議案第25号、議案第27号、議案第29号、議案第30号、議案第44号、議案第51号から議案第54号まで、議案第60号から議案第62号まで
(市民厚生常任委員会付託案件)

議案第14号から議案第18号まで、議案第45号から議案第47号まで、議案第49号、議案第50号、議案第55号、平成27年請願第13号、陳情第1号、請願第5号

(産業建設常任委員会付託案件)

議案第19号、議案第20号、議案第24号、議案第26号、議案第28号、議案第48号、議案第56号、議案第59号

○議長（根岸勇雄君） 日程第2、各常任委員会に付託した案件についてを議題といたします。

まず、総務文教常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、佐藤孝君。

〔総務文教常任委員長 佐藤 孝君登壇〕

○総務文教常任委員長（佐藤 孝君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定に基づき報告します。

議案第9号 佐渡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、佐渡市職員の特殊勤務手当について、その特殊性に合致しない早出、遅出等の手当を廃止するよう当該条例の一部を改正するものです。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第10号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。本案は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の一部を改正するものであります。当該改正内容は、新たに等級別基準職務表を規定すること及び人事行政の運営状況の公表事項に人事評価等を追加すること等であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第11号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。本案は、行政不服審査法の施行により、不服申し立ての制度が審査請求に一元化されたこと、その審査請求期間が3カ月に延長されたこと及び第三者機関の設置が義務づけられたこと等に対応するため、関係条例の一部を改正するものであります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第12号 佐渡市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について。本案は、佐渡市消費生活センターについて、消費者安全法が施行されることに伴い、消費生活センターの組織及び運営に関する事項等に関する基準を踏まえて当該条例を制定するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第13号 佐渡市ケーブルテレビ放送施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、小木行政サービスセンターの改築に伴い、現在同センター内に設置されている佐渡市ケーブルテレビ放送施設の位置を改めるよう当該条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第21号 佐渡市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、社会体育施設の統廃合により、真野多目的広場を廃止するよう当該条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第22号 佐渡市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、赤泊臨海運動公園内のテニスコートの一部を人工芝コートに改修するよう佐渡市都市公園条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第23号 佐渡市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、法改正に伴い、可燃

物との間に設けるべき火災予防上安全な距離を定めた別表を改めるよう、佐渡市火災予防条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第25号 財産の無償譲渡について（旧患者輸送車車庫及び旧高千防災倉庫）。本案は、用途を廃止した高千地内の患者輸送車車庫及び防災倉庫を地権者に無償譲渡するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第27号 財産の無償譲渡について（八幡集落センター敷地）。本案は、八幡集落センター敷地を地元認可地縁団体に無償譲渡するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第29号 佐渡市辺地総合整備計画（平成28年度～平成30年度）の策定について。本案は、現行の佐渡市辺地総合整備計画の期間終了に伴い、新たに平成28年度から平成30年度までの佐渡市辺地総合整備計画を策定するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第30号 佐渡市過疎地域自立促進計画（平成28年度～平成32年度）の策定について。本案は、過疎地域自立促進特別措置法の有効期限が平成32年度までに延長されたことに伴い、引き続き平成28年度から平成32年度までの佐渡市過疎地域自立促進計画を策定するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第44号 平成28年度佐渡市一般会計予算について。本案は、平成28年度佐渡市一般会計予算について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ445億円とするものであります。これは、前年度予算に比べ9億円（2%）の減であります。歳入においては、合併特例期間の終了に伴う地方交付税の減少を見込んだ上、財政調整基金などの基金を計画的に取り崩すよう予算計上されております。また、歳出においては、市の最重点課題である人口減少問題の克服に向けて「佐渡市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げた4つの基本目標の実現に重点的に取り組むよう予算計上されております。その主な性質別内訳は、人件費72億890万2,000円、公債費76億8,082万4,000円、普通建設事業79億4,141万7,000円であります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。なお、各委員会において付した意見は次のとおりであります。

意見。1、総務文教常任委員会。（1）、総括的事項。①、改選期の当初予算編成方針について。市長の改選を間近に控えているにもかかわらず、本予算は骨格予算として編成されていない。しかし、市の組織体制については選挙後に見直しをすとの説明を受けており、両方針の間に整合性がない。これは、市長の政治姿勢の問題である。よって、市長は改選期の予算編成及び組織編成のあり方について今後考慮されたい。

②、RESAS及び佐渡航路データ等を活用した佐渡版DMO形成事業について（繰越明許費）。DMOとは、「科学的アプローチを取り入れて観光地域づくりを行うかじ取り役」であり、市は平成30年度をめどにその組織化を行うと説明をしている。しかし、当該スケジュールは佐渡観光の危機的状況に鑑みて極めて冗長であると断ずる。よって、市は想定しているスケジュールを可能な限り前倒しをし、可及的速やかに取り組まれるよう強く求める。

（2）、2款1項6目佐渡ふるさと島づくり寄附金事業について。いわゆる「ふるさと納税」については、佐渡出身者の団体等に積極的に働きかけるなどして増収に努められたい。

(3)、2款1項6目佐渡インフォメーションセンター運営事業について。あいぼーと佐渡の平成27年度の稼働率は約15%に終わる見込みであり、当初予定していた貸し館使用料を大きく下回る結果となっている。今や同施設は市民から行政の無駄遣いの象徴のように見なされており、早急に抜本的な対応が望まれるところである。よって、市は同施設の運用方針等について、現在本庁舎に位置している佐渡観光協会事務局の所在変更を含め、再検討し、議会へ示すよう強く求める。

(4)、2款1項9目地域の活力再生事業について。地域おこし協力隊員の配置については、地域の実情及び要望を踏まえ、慎重に検討されたい。

(5)、2款1項14目世界遺産推進費について。本委員会において、執行部から、ワイドブルーあいかわについては今後温泉施設としての機能を廃し、世界遺産ガイダンス施設として活用するとの説明を受けたところである。よって、当該方針について早急に住民説明を行うよう強く申し入れる。

(6)、2款1項16目地域自主組織支援事業について。本委員会に示された要綱案によれば、市は各地区に複数の地域自主組織が設立できるスキームを考えている。しかし、そのようなスキームでは地区の混乱や、行政と申請者との癒着を招く懸念がある。よって、市は本事業の内容を白紙撤回した上、改めて検討し、当該検討内容を議会へ報告するまでの間、本事業の経費を執行しないよう強く求める。

(7)、2款6項1目監査委員費について。昨年度来、市は一連の不祥事に見舞われたが、再発防止に向け、監査委員事務局の果たす役割は極めて大きいものと思料する。よって、市は類似団体等の例に照らして監査委員及び監査委員事務局の体制について検討し、強化、充実されるよう求める。

(8)、10款2項小学校費及び3項中学校費について。児童生徒の安全、安心確保のため、通学路に十分な防犯灯を設置されるよう申し入れる。

(9)、10款6項1目スポーツ推進事業、市スポーツ協会運営経費補助金。市民スポーツ活動を一層振興するためには佐渡市スポーツ協会の財政基盤強化が不可欠である。寄附金の増収等について鋭意努力されたい。

2、産業建設常任委員会。(1)、6款1項3目、農業者戸別所得補償推進事業について。当該事業の趣旨である持続可能な農家所得を確保するとの観点及び耕作放棄地の増加を防ぐ観点から、条件不利地に対する支援を強化すべきである。よって、次年度の予算編成において事業の再構築を検討されたい。

(2)、6款1項5目畜産振興事業について。畜産振興には獣医師の存在は不可欠である。獣医師を正規の職員として確保するよう努められたい。

(3)、6款1項8目国土調査費について。地籍調査事業の進捗が極めて遅い。このことにより税負担の公平性が損なわれていることに加え、地元精通者の減少に伴い、土地の境界の画定が困難となり、事業実施段階において筆界未定地がふえることが危惧される。よって、予算の増額や専任職員の増員等、事業の早期完了をさせるための体制を強化するよう強く求める。

(4)、6款3項2目離島漁業再生支援事業について。当該事業に新規漁業就業者の確保及び定着を支援する経費が計上されているが、より多くの新規漁業就業者確保を目指し、拡充を検討すること。

(5)、7款1項3目観光団体育成事業について。佐渡観光協会と佐渡地域観光交流ネットワークは似通った事業をそれぞれで実施しており、極めて非効率であると思料する。よって、組織の統合を検討すること。

(6)、7款1項3目外国人旅行客誘致事業、アース・セレブレーション補助金について。平成28年度に予定しているイベントでは従来までの城山コンサートは実施せず、各地域に分散した小規模なコンサートを実施するとしているが、集客力の減少が危惧される場所である。よって、イベントの内容を十分に精査し、集客力の維持を図ること。

議案第51号 平成28年度佐渡市五十里財産区特別会計予算について、議案第52号 平成28年度佐渡市二宮財産区特別会計予算について、議案第53号 平成28年度佐渡市新畑野財産区特別会計予算について、議案第54号 平成28年度佐渡市真野財産区特別会計予算について。以上4議案は、平成28年度の各財産区の特別会計予算について歳入歳出の総額をそれぞれ次のとおりとするものであります。平成28年度佐渡市五十里財産区特別会計予算19万5,000円、平成28年度佐渡市二宮財産区特別会計予算1,167万9,000円、平成28年度佐渡市新畑野財産区特別会計予算310万2,000円、平成28年度佐渡市真野財産区特別会計予算203万円、いずれも歳出の主なもの管理会費などの経常的な経費であり、その財源は財産収入であります。審査の結果、次のとおり意見を付して原案どおり可決すべきものとして決定しました。

意見。財産区を速やかに廃止することについて鋭意努力されたい。

議案第60号 羽茂支所耐震補強・大規模改修（建築）工事請負契約の締結について。本案は、羽茂支所耐震補強・大規模改修（建築）工事について、2月16日に執行した一般競争入札における落札者と請負契約を締結するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第61号 佐渡市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、多子世帯の教育費の負担軽減を図るため、幼稚園の授業料について、同一世帯で小学3年生まで兄弟がいる場合は2人目以降無料とするよう、佐渡市立幼稚園条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第62号 平成27年度佐渡市一般会計補正予算（第10号）について。本案は、平成27年度佐渡市一般会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ2億9,329万9,000円を追加し、予算総額を474億3,143万円とするものであります。主な内容は、河崎・両尾小学校統合事業に2億8,594万円を計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 以上で総務文教常任委員長の報告は終わりました。

これより議案第44号 平成28年度佐渡市一般会計予算についてに関する委員長質疑に入ります。

中川直美君の委員長質疑を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） ただいま委員長報告があったとおりであります。言うまでもありませんが、平成28年度の佐渡市の方針を予算として具体化したものであります。ただいまなかなか厳しい意見が多かったのですが、市民厚生常任委員会のところの予算の分野については意見がついていない。総務文教常任委員会と産業建設常任委員会については意見があったのですが、最も市民の福祉や医療、暮らしに係る市民厚生常任委員会の予算分野について全く意見がついていないということなので、お聞かせを願いたいということになります。

1つは、全国的にも子供の貧困やいろんな問題で大きな焦点になっている、また地方創生とも絡んで子

育て支援等の各種の政策、これはどのようになっているのか。具体的に言えば、他市町村でも一生懸命やっているわけですから、佐渡市の中身というものは実態に合ったものになっているのかどうかお尋ねをしたい。

2点目です。高齢者が多い島ですから、医療や介護というのは極めて重要です。ご案内のとおり、医療介護総合確保推進法の中で医療や介護の分野がどんどん後退させられていくという問題が一般マスコミでも報道されているわけです。とりわけ介護保険の関係でいえば、新総合事業などは1年間かけて以前から準備はしているのだけれども、最後の仕上げとして準備をして、翌年度から安心できる介護ができるような体制をつくっていかねばならないと思うのだが、その辺の対策は十分なのかお尋ねをしたいということであります。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

市民厚生常任委員長、大森幸平君。

○市民厚生常任委員長（大森幸平君） 中川議員にお答えいたします。

1番目の子育て支援に関する質問であります。佐渡市独自の施策について例を挙げますと、今回条例改正議案となっている保育料無料化の要件を同一世帯に小学校3年生までの兄弟がいる場合まで拡充することや、子ども医療費助成を高校卒業相当の年齢まで拡充することなど、これらは他の市町村にも負けないような子育て支援策であり、当委員会はその踏まえ、了としたものであります。

次に、医療介護総合確保推進法に関するご質問ですが、この法律の中身に関する審査については当委員会では特に行ってはおりませんが、この2月に佐渡市として独自の医療構想が示され、当委員会では閉会中に委員会を開催し、その中で佐渡市の医療と介護のあり方についてただしたところ、その取り組みについては始まったばかりであり、関係した予算については28年度に反映されているということですので、それを委員会としては了としたものであります。

以上であります。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 1点目です。子育ての関連であります。保育料や高校までの子供の医療費の助成というのは、ご案内のとおりこれは国の制度としても大きく全国的に広がっているわけで、だからこそ、佐渡だけではなくてほかにも一定程度やるわけだから、その中で佐渡の実態に合った子育てになっているのかどうかということを知りたいので、できればもう一回お答えを願いたいと思います。

あと、医療介護総合確保推進法案の関連ですが、何か今の話だと反映されているはずだということでも承したというのだけれども、だから具体的にどこにどういうふうに反映されているかということが問題なのです。不祥事の関連ではありませんが、議会がやっぱり監視とチェックをしっかりしていくと、先ほどの総務文教常任委員長が読んだような厳しい意見であってもきちんとチェックをしていくということが今議会に求められているわけだから、その辺どうなのか。反映しているというのだから、どういうふうに反映しているという審査だったのかお願いします。

○議長（根岸勇雄君） 大森幸平君。

○市民厚生常任委員長（大森幸平君） 子育て支援について、佐渡市独自の取り組みが合っているのかどうかというご質問ですが、佐渡市も保育園の土曜を、今まで半日だったものを去年の12月から7時半

まで延長するようになっておりますし、今年度はそれを拡大していくということで予算に盛り込まれております。そういったことで、当委員会は佐渡市としての取り組みは一生懸命やっているということであるとしておるものであります。

医療介護総合確保推進法に関する質問でございますが、いわゆる医療構想に基づいて今後対策を十分にやっていくということをしてしているものであります。関係した予算等については、そこまで審査はしておりません。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 最後、医療介護総合確保推進法案の関連で1点だけ聞きます。

高齢化が進んで本当に深刻な状況にあります。るる新聞にも報道されていますが、例えばこの4月から入院時の食費の負担増、100円上がるわけです。100円というのだけれども、30日いけばその分上がるというような問題もあるし、医療の部分ではそういう問題がすぐ目の前に来ている。それと、もう一つは介護の関連で言いましたが、例えば2014年の安倍政権の介護保険の改正で、要支援1、2はことしが終わって来年から保険から外すという方向なわけです。そして、今国でも言われているのは、要支援1、2を外すだけではなくて、その追い打ちをかけるように生活援助についてもこれ保険から外すということが問題になっているわけです。高齢福祉課長の答弁でいえば、相当サービスをやるとは言っているのだけれども、相当サービスというのはくせ者で、その辺はやっぱり介護保険特別会計だけではなくて一般会計からしっかり手当てしていかないと大きく立ち遅れると思うのですが、もしわかればお教え願いたい。

○議長（根岸勇雄君） 大森幸平君。

○市民厚生常任委員長（大森幸平君） いわゆる医療介護総合確保推進法に関する問題でございますが、佐渡市は平成30年度からこれを実施していくという方針であることは聞いておりますし、佐渡市は離島であり、国の方針どおりにはやってはいけないというお話も聞いておりますので、私どもはこれを了としたところであります。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 以上で議案第44号に関する委員長質疑を終結いたします。

これより議案第44号 平成28年度佐渡市一般会計予算についての討論に入ります。

最初に、金光英晴君の反対討論を許します。

金光英晴君。

〔17番 金光英晴君登壇〕

○17番（金光英晴君） 議案第44号について反対の立場で討論を行います。

先ほどの委員長報告には大変厳しい意見がつけられております。特に市長の政治姿勢については、私も全く同感であります。甲斐市政のでたらめぶりは、佐渡市のモデル事業の銀鮭養殖事業の失敗、そのモデル事業から派生した離島流通効率化事業（水産物加工施設整備事業）、いわゆるビッグフィッシャー事件、佐渡汽船への社外取締役推薦人事問題等、目に余るものがあります。モデル事業の銀鮭養殖事業について、市長は昨年3月、議会で失敗を認めております。その後補助金返還が生じましたが、いまだに返還されておりません。予算総額に比べればわずかな金額かもしれませんが、公金であり、市民が納めた税金であり

ます。公金を扱っているとの意識が低いと指摘せざるを得ません。また、モデル事業から派生した、いわゆるビッグフィッシャー事件の公判の記事が3月18日付の朝日新聞、新潟日報、両紙に掲載されました。それらの記事によりますと、ビッグフィッシャー社は補助金の申請時には既に破綻状態であったこと、また建築業者が不正に気づき、断ったにもかかわらず佐渡市が工事を促したことを報じております。市長は、一貫して佐渡市がだまされた、チェックが甘かったと弁明してきましたが、両紙の記事はむしろ佐渡市の関与を疑わせるものであります。国への返還金2,500万円余、佐渡市の上乗せ分500万円余、合わせて3,000万円余、これらも市民が納めた税金であります。本当に弁済されるのでしょうか。

突然の貨物運賃改定等、佐渡汽船問題の対策の一助として、議会から佐渡島民の利益を代表する社外取締役として佐渡市から派遣すべきとの提案がなされてきました。2月20日の新潟日報に佐渡汽船の人事について、社外取締役として某建設会社社長の名が肩書つきで掲載されました。佐渡市と契約関係にあり、利益が相反するものを佐渡島民の利益を代表する社外取締役として佐渡市が派遣するのはいかがかと思えます。去る18日の議員懇談会では、こんな便宜供与、業者癒着は断じて許さないとの議員の発言に紛糾し、市長は答弁もできずにいました。市民からも不安の声が出始めております。トライアル・アンド・エラーは事業につきものです。私は、事業の成否について問題にするつもりはありません。おのれの保身のため事実を隠したり、うそをうそで固め、隠蔽していることが問題だと指摘しております。

以上、甲斐市政の政治姿勢の問題点を指摘し、総務文教常任委員長報告の改選期の予算は骨格予算でよいとの意見に賛同の考えで反対するものであります。

昨日のアミューズメント佐渡での討論会には、大変多くの市民が集まったと聞いております。とりわけ女性が多かったと聞き、市民の関心の高さに驚いております。来月の10日には、私たち議員も市長と同じように市民の審判を仰がなければなりません。よくお考えの上、採決に臨まれることを希望し、討論いたします。ご賛同のほどよろしく願いいたします。

○議長（根岸勇雄君） 以上で金光英晴君の反対討論は終わりました。

次に、金田淳一君の賛成討論を許します。

金田淳一君。

〔10番 金田淳一君登壇〕

○10番（金田淳一君） 平成28年度一般会計予算について、賛成の立場から討論を行います。

まず、この予算は平成27年度において議会側からも意見を述べながら作成したまち・ひと・しごと創生総合戦略が基礎になってでき上がったものであります。昨年1月に発行された日本離島センターの機関誌、「しま」の紙面上で4つの離島の総合戦略が紹介されていました。その特集のトップで紹介されていたのが我が佐渡市の戦略であり、大学教授陣からも秀でたケースだと評価をいただいていることを紹介しておきます。

市長が施政方針で述べたとおり、来年度は地方創生元年、人口減少の流れを少しでも食い止めるべく、さまざまな予算が組み合わされていることが大きな柱となっています。まず、子育て支援です。在園する2人目の保育料については従来から無料としていました。来年度からはそれをさらに拡充し、在園する園児の兄や姉が小学3年生になるまでの間、園児の保育料を無料とするものであります。県内でも独自の取り組みでもあり、評価をするものであります。また、土曜午後保育について実施する保育園の拡大、病後

児保育の新設や羽茂保育園の改築に係る予算計上など、保育に係る熱意が十分伝わってきています。保育士不足対策に向けて、臨時職員の待遇改善として有資格者や経験年数、クラス担任などに応じて賃金の大幅な改善も図られてきています。昨夜やけさのニュースでも取り上げられていましたが、全国の自治体において保育士不足に悩み、待遇改善の取り組みを求める指摘がなされていました。今回の佐渡市の方向性は、まさに先進的な姿勢であると評価するところであります。

また、学童保育についても拡充し、相川地区の七浦小学校への開設、子育て支援センターの吉井地区への新設、子育てエンジョイカードを子供1人目からの配付や居場所づくりについてきめ細かな対応がなされています。新規事業として、子育て悩み解消対策や母子世帯等の親が就職に有利な資格取得のために養成機関で学習する期間に給付金を支援する制度の導入、またソフリエ資格認定事業など、支援の輪がさらに大きくなっています。子供への医療費助成についてもさらに拡大され、高校生まで入院は無料、通院については1回530円と負担軽減を進めています。子育てに係る負担軽減が広がっています。

人口安定のベースとなる産業の振興策については、基幹産業である1次産業において、米の販売網構築と品質向上に向けた色彩選別機の導入補助の継続、離島漁業再生支援事業による新規漁業就業者の確保策、また昨年からの継続がされるか心配されていた戦略産品への島外出荷に係る海上輸送費補助についても予算化がなされました。関係者の安堵の声が聞こえてくるようです。

世界遺産登録を目前にして、観光対策も思い切った予算編成となっています。縦のゴールデンルート構築に向けて「世界に誇る絹と金のみち」広域周遊ルート誘客促進事業は、群馬、長野、埼玉県との連携事業であります。予算は、さきに補正で上がっていますが、インバウンドや従来の観光とは異なった取り組みが期待されます。観光魅力情報発信と周遊滞在型観光事業と佐渡汽船航送割引との組み合わせでことしは大きな盛り上がりとするべく、予算化がなされています。

商工業者支援に向けては、要望の多かった小規模事業者向け融資利子助成が復活しましたし、住宅リフォーム制度の拡大型で住環境整備事業も新設されました。市内での資金循環の拡大が期待されます。

安心、安全な暮らしに向けては、地域対策として要望の多い小規模な工事の予算が増額され、高く評価をしますところではあります。

地域づくりへの取り組みも積極的に盛り込まれています。集落やコミュニティの存続に向けて各地で悩みが多いことは皆が認めるところです。地域の活性化には地元の努力が必須条件です。

今回の予算には、総務文教常任委員会から厳しい意見がついていますが、予算作成時の精神は間違っていないと考えます。市民に役立つ制度設計をぜひ考えるべきだと思います。

市民の健康な暮らしを守るためには、医療機関と福祉施設の充実は欠かせません。先ほど佐渡市医療構想が示されました。医師の高齢化と医師臨床研修制度変更による大学医局からの引き揚げにより、島内での医師不足は深刻さをきわめています。市立病院もその他病院も同じであります。今年度新たに厚生連羽茂病院への運営費支援4,500万円が予算化されました。市立病院の会計も再び赤字予算となり、一般会計からの繰出しも増加となっています。会計は、独立採算が基本ではありますが、生活に直結する事業への支援は欠くことのできないものであります。今回佐渡市が市内の医療機関に対して公平に財政的な支援をしたことを私は高く評価するところであります。認知症対策も厳しい現状の中、介護予防や地域包括ケアへの新しい取り組みなど努力がうかがわれます。

最後に一言、基金残高について述べます。説明資料によりますと、その残高は平成27年度末推定で236億円程度となっています。基金残高が多く存在しているのだから、市民生活に優しい施策をもっともって打つべきとの意見を聞き及ぶところですが、しかし、その基金の中から年初に約20億円を取り崩して予算を組んでいます。また、借金である市債の残高も一般会計分だけで623億円余りであることも忘れてはいけません。佐渡市は、県内自治体の中でも自主財源に乏しく、この豊富な基金残高は将来への保険と私は思っています。お金があるから取り崩して使ってしまうという考えに賛同できないのは、童話の「アリとキリギリス」の例えで容易に理解できるのではないのでしょうか。将来の世代に決して迷惑をかけてはいけなと考える次第であります。

今回提案されている平成28年度一般会計予算が我々市民に対して有効な予算であることを述べて賛成討論いたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いします。

○議長（根岸勇雄君） 金田淳一君の賛成討論は終わりました。

次に、荒井眞理さんの反対討論を許します。

荒井眞理さん。

〔2番 荒井眞理君登壇〕

○2番（荒井眞理君） 議案第44号 平成28年度一般会計予算に反対する考えを述べさせていただきます。

年度の当初予算は、本来予算執行をスムーズにするため、この議会で承認されることが望ましいものです。議案第44号の当初予算については、委員会審査をさせていただきましたが、計画不十分でちょっと待ったというものが多く、総務文教常任委員会でも厳しい意見が幾つもつけられました。中には予算執行する前に計画を見直すようにと意見がつけられた事業もあります。委員会としては、しっかりと審査をした結果、ストップをかけられたことはよしとしても、この類いの計画の多さを見ると、これは佐渡市からいまま一度改めて計画を一つ一つ見直し、思い切ってやめてしまったほうが良いものはやめるとして予算を出し直してもらったほうが良いと私は考えました。

顕著なものとして、両津港北埠頭にありますあいぽーと佐渡、佐渡インフォメーションセンターがあります。この事業の中途半端さの問題は折あるごとに強く指摘させていただきましたが、いまだに変わっていません。あいぽーと佐渡についての市民の疑問の筆頭は、この施設は何のためにあるのですかです。この1年間国際会議の開催は1回のみ、展示場の入客は1日1桁のみ、佐渡インフォメーションセンターとしての観光案内は計画がなかったためか事業評価もせずに終わりました。観光協会などプロの団体に入ってもらべきとの指摘は1年前からあったにもかかわらず、新年度からは地域振興課の職員が片手間に見ながら観光に明るい臨時職員3名を採用してその担当に充てさせるという中途半端さです。

佐渡は、観光客に選んでもらえる島を目指すというのですから、そのとおりに実態をつくり上げなければ振り回されるのは観光客です。佐渡インフォメーションセンターに臨時職員を置いてやり過ごしてしまうのではなく、本来担当すべき課が地域振興課で適当なのか。根本的なところから話を始めなければならぬのではないのでしょうか。このことは議会でも何度も指摘してきていますから、早急に対応すべきです。また、適応障害やひきこもりの子供たち、その子供たちのための教室は必要が増しているのにこれまでと変わらず。そして、子育て支援に力を入れたとした予算のようですが、佐渡の図書館は県内でも一番子育て支援をしているという実績があるにもかかわらず、近年増加されていた図書館予算はまたもとのもくあ

みになってしまいました。しかも、事業内容は何をするかというと中身は古文書の整理。過去の整理をするよりも、これから育つ、今育つ子供たちのために図書館がやることはたくさんあるのではないのでしょうか。既に市民から乳幼児のための居場所にしてほしい、高校生までが安心して勉強できる場所にして開放してほしい。そのためには利用時間の延長、子供たちが安心してそこにいられるために図書館司書の配置、また閲覧室の拡大など、具体的なことがずっと上げられています。これら子育て支援は、市民の本当の願いだからここへ上げられてきているわけです。もし本予算で佐渡市が本当に子育て支援をする気があるのなら、新しい事業に飛びつく前に既にある施設や事業を充実させようと考えることが基本なのではないでしょうか。新たな事業として佐渡版DMOによる観光振興も盛り込まれていますが、基本となる調査に3,700万円もかけるのに、その目的が一体何なのかそれも不明瞭でした。地域自主組織支援事業も、先ほど委員長報告にありましたけれども、要綱が不明瞭で、これでは地域のけんかの種をつくりかねません。ほかにも新たに盛り込まれた事業の計画不足は、予算執行に至らせてはならないものが多過ぎます。ここでは全てを取り上げることもできません。今、春の入試の合格発表も同じく厳しい現実に向き合っている若い人たちがいます。合格が一番期待されることですが、残念ながら不合格が出てしまう。そのような厳しい現実には若い人たちはその試練を受けてなお乗り越えていくことを考えて頑張ろうとしています。それならば佐渡市もやり直す頑張りとお気持を持って、教育ママのような気持ちでこの一般会計予算に反対をいたします。

○議長（根岸勇雄君） 以上で荒井真理さんの反対討論は終わりました。

最後に、中川直美君の反対討論を許します。

中川直美君。

〔8番 中川直美君登壇〕

○8番（中川直美君） 日本共産党を代表して一般会計予算に反対の討論を行います。これまで3人も討論があったものですから、重複しない範疇で簡単に討論をいたしたいというふうに思っております。

ただいま議題になっているのは平成28年度の一般会計であります。新年度に係るものとして、当初予算だけでなく、総括的に反対討論を行いたいというふうに思います。まず最初に、賛成すべき点というか、評価すべき点であります。中小企業・小規模企業振興条例が提案をされました。これは、全国で進んでいる公契約条例や地域産業振興条例の取り組みから見ると、そんなに早くはなく、遅いものではあります。評価できるものであります。この間も幾つか指摘をしまいましたが、市が発注する業務委託、あるいは調達するもの、こういったものもしっかり見据えて見直していくべきだ。そして、具体的な実施計画で実態に合ったものによって進めるべきだ、このことを指摘しておきたいと思っております。

評価すべき点の2点目ですが、先ほどもありましたが、保育士や介護士の賃金の見直しがあります。ところが、委員会審査の中でありましたが、専門性の高いもの、例えば委員会であったのは図書館司書なども含めてしっかり見直していくことをまず一歩とすべきだという指摘でありましたが、その辺が曖昧でありました。ここは、改善すべきであります。

3点目、子育て支援の関連であります。昨年に続いてそれなりの進展はあります。保育料の軽減であるとか高校までの子供の医療費の助成がありますが、全国的にも問題になっている子供の貧困や人口対策、離島でハンディがあるという点、あるいは地方創生の視点からも一定程度評価はできますが、弱いものだ

というふうに思います。

続いて、反対をする点であります。まず、第1点、教育行政方針では、市民スポーツの振興のほうでニュースポーツの普及を図るとともに、佐渡市スポーツ協会と連携協力し、総合型地域コミュニティークラブの立ち上げに取り組むと、地域スポーツと言っておりますが、こう言いながら地域の体育館や武道館を廃止する、こういった方向では全く矛盾をしていると言わざるを得ません。

生涯学習の面では、高齢化の中でますます必要な視点であります。そして、施政方針の中では誰もがいつでもどこでも学べるようにするとしていますが、これが今後どうなるのか全くわからない。現時点では、例えば今議会でも問題になった芸能団体などが最も多くなっている両津文化会館などは廃止の方向であります。これでは施政方針や教育行政方針のうたい文句は絵に描いた餅でしかないと言わざるを得ません。

また、学校教育の点であります。教育元年と位置づけており、学力向上を大きく掲げていますが、教育委員会も自ら先進地として視察をした秋田県などの少人数学級への取り組みに抜本的に転換をすべきであります。

大きな2点目、先ほどの賛成、反対の討論の中でもありましたが、今年度の地方創生の目玉と言える佐渡版DMO、他市町村の取り組みと比べると極めて弱い、遅れているというふうに思います。これは、委員長報告にもあったとおりであります。また、具体的に言えば一体どの課が担当課となって取り組むものなのか、このことも明確にされていない。これは、極めて問題と言わざるを得ません。先ほど討論にありましたが、佐渡インフォメーションセンター、いわゆるあいぽーと佐渡であります。この施設は、一体観光施設なのか地域振興の施設なのか全くもって明らかになっていない。今後どういう方針にするのかと聞いたら、まだわからない。これではどうしようもない。総額でいうと約17億円かけている施設であります。これは、責任を持って行政が方向性を明確に出す必要がある。一言言っておけば、この佐渡インフォメーションセンターのあいぽーと佐渡の予算に賛成して、やはり潰すべきだと、2階に上げておいてはしごを外すという態度は厳しく指摘をしておきたいとします。

4点目。安倍政権下で地方へのアベノミクス効果は全くありません。それどころか地域経済は極めて深刻です。高齢者の年金も医療も介護も極めて深刻。そして、特に介護問題などは大問題となっております。先ほども言いましたが、今年度準備期間である介護保険、深刻な介護、高齢化問題の解消なしに佐渡の発展はありません。観光のためには調査だけで1億円近い予算を使いますが、このぐらいの覚悟で介護の問題なども取り組むべきであります。

5点目、住民合意のあり方であります。委員長報告にもありましたが、相川の世界遺産温泉を廃止をするとの指摘であります。こういった施設をどうするかというとき、どのように市民と立ち向かうのかということが極めて重要であります。学校や体育館、グラウンド、図書館、両津文化会館など、まず住民の声にしっかりと耳を傾けた上でやるべきである。ところが、現実には上で決めて下に押しつけるというスタイルになっている。このことは住民自治にとって極めて憂慮すべきものであります。

最後に、総じて言えば昨年来問題になった不祥事のベースは、いかに市民を得る市政を進めていくのかというものであります。住民の自治を尊重して育てていく、これが市の仕事であります。幹部自身がまずしっかりとこのことを見直すべきであると強く指摘したいとします。不祥事は、倫理条例ができたから問題ないと言わんばかりでは全く解決がつかないというふうに思います。

先ほど基金の問題について賛成討論があったので、一言触れておきたい。これは、一般質問の中でも既に明らかになっていますが、年度によっていろいろありますが、平成25年度の決算でいえば、佐渡市の財政調整基金、自由に使える基金は1人当たり15万2,159円であります。佐渡市と同じような人口規模を持つ十日町市、村上市、南魚沼市、これは十日町市で3万7,000円台、村上市で5万5,000円台、南魚沼市で3万7,000円台であります。借金の話もありましたが、これは市民のための仕事をせずにとめてきたものと言わざるを得ない。このことを強く指摘をしておきたいと思えます。

余り知られておりませんが、今議会で市長、副市長、教育長の報酬値上げが賛成多数で決められました。深刻な不景気の中、市民の目線から見てもとても納得ができない。これを通した議会についても私は強く指摘をしておきたいと思えます。

最後に、議会は市民の声、市民の暮らしをしっかりと反映して、市民の皆さんとともによりよい地域、いい市政をつくっていく、この役割があるということを強く指摘をして反対の討論といたします。

○議長（根岸勇雄君） 以上で議案第44号についての討論を終結いたします。

これより議案第44号 平成28年度佐渡市一般会計予算についての採決に入ります。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（根岸勇雄君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての採決に入ります。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（根岸勇雄君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議決いたしました議案第11号、第44号を除く総務文教常任委員会付託案件について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、市民厚生常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

市民厚生常任委員長、大森幸平君。

〔市民厚生常任委員長 大森幸平君登壇〕

○市民厚生常任委員長（大森幸平君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条、第141条及び第143条の規定に基づき報告します。

議案第14号 佐渡市子どもの医療費助成に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。本案は、子供の医療費の助成対象を本年9月から高校卒業相当の年齢まで拡充するため、佐渡市子どもの医療費助成に関する条例のほか、関連する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第15号 佐渡市保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、金井地区統合保育園の完成に伴い、佐渡市保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第16号 佐渡市へき地保育園条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、同一世帯において在園児2人以上としていたへき地保育園の保育料2人目以降無料化の要件を小学校3年生までの兄弟がいる場合までに拡充するため、佐渡市へき地保育園条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第17号 佐渡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号 佐渡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。以上2議案は、介護保険法及び関係法令の改正に伴い、それぞれ条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第45号 平成28年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について。本案は、平成28年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について歳入歳出予算の総額をそれぞれ77億9,900万円とするもので、前年度当初予算と比較して2億4,900万円、率にして3.1%の減となるものであります。主な内容は、平成28年4月からの制度改定等を踏まえ、適切に医療を提供するための保険給付費を計上するほか、被保険者の健康増進を図るための保健事業費を計上するものであります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第46号 平成28年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算について。本案は、平成28年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算について歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億8,120万円とするもので、前年度当初予算と比較して4,070万円、率にして5.6%の減となるものであります。主な内容は、新潟県後期高齢者医療広域連合への納付金等の所要額を計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第47号 平成28年度佐渡市介護保険特別会計予算について。本案は、平成28年度佐渡市介護保険特別会計予算について歳入歳出予算の総額をそれぞれ83億1,040万円とするもので、前年度当初予算と比較して2億9,100万円、率にして3.5%の減となるものであります。主な内容は、第6期介護保険事業計画の2年目の予算として、介護給付費や地域支援事業費等の所要の予算を計上するものであります。審査の結

果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第49号 平成28年度佐渡市歌代の里特別会計予算について。本案は、平成28年度佐渡市歌代の里特別会計予算について歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億8,500万円とするもので、前年度当初予算と比較して810万円、率にして1.7%の増となるものであります。主な内容は、歌代の里への施設入所者介護及び短期入所等に係る所要額を計上するものであります。審査の結果、賛成少数で否決すべきものとして決定しました。

議案第50号 平成28年度佐渡市すこやか両津特別会計予算について。本案は、平成28年度佐渡市すこやか両津特別会計予算について歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億8,510万円とするもので、前年度当初予算と比較して1,480万円、率にして2.5%の減となるものであります。主な内容は、すこやか両津への施設入所者介護及び短期入所等にかかわる所要額を計上するものであります。審査の結果、賛成少数で否決すべきものとして決定しました。

議案第55号 平成28年度佐渡市病院事業会計予算について。本案は、平成28年度佐渡市病院事業会計予算について、収益的収入の予定額を21億5,302万8,000円、収益的支出の予定額を23億3,514万円、資本的収入の予定額を2,840万3,000円、資本的支出の予定額を3,092万6,000円とするものであります。主な内容は、地域医療を確保するための所要額を計上するものであります。審査の結果、次のとおり意見を付して原案どおり可決すべきものとして決定しました。

意見。看護師不足の状況は理解できるが、病院経営改善に向けての努力の跡が見られない。職員全体で赤字解消に向けてさらなる努力を求める。

平成27年請願第13号 児童福祉施設最低基準の規定に基づいた保育士有資格者の配置についての請願。本請願は、佐渡市の公立保育所に関し、次の事項について請願するものであります。請願事項。1、児童福祉施設最低基準に規定されている園児数にのっとった保育士有資格者の配置をすること。2、児童福祉法第1条の児童福祉の理念及び第2条の児童育成の責任を果たすため、可及的速やかに是正を図ること。審査の結果、採択すべきものとして決定しました。なお、本請願は市長へ送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求すべきものとして決定しました。

陳情第1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情。本陳情は、脳震とうに関する周知、予防措置の推進及び相談窓口の設置等を求める意見書の提出を求めるものであります。審査の結果、採択すべきものとして決定しました。

請願第5号 金井温泉の再開とそれに併設する特別養護老人ホームの設置を求める請願。本請願は、閉鎖となっている金井温泉に関し、次の事項について請願するものであります。請願事項。1、4月1日以降も金井温泉の源泉をとめないこと。2、金井温泉を再開し、100床規模の特別養護老人ホームを設置して一体的、有効的に温泉を利用すること。審査の結果、その趣旨を採択すべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（根岸勇雄君） 以上で市民厚生常任委員長の報告は終わりました。

ただいま市民厚生常任委員長から報告された案件のうち、議案第15号 佐渡市保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてに対して中川直美君外1名から修正案が提出されております。

議案第15号に対する修正案について、修正案提出者の説明を求めます。

中川直美君。

〔8番 中川直美君登壇〕

○8番（中川直美君） ただいま議長から宣告のあった議案第15号 佐渡市保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての修正案を私中川直美と中村良夫で提出をしたものであります。

この条例は、金井保育園を統合する条例であります。ついては金井保育園の方々は早く新しいところに行きたいというふうに思っているのは想像できるところでありますが、新保、中興保育園についてはなかなか意見調整がうまくいっていない部分もまだあるというふうに聞いています。しかも、それを今年度の4月1日ではなくて平成29年4月1日の統廃合を今決めてしまうという条例であります。これは、住民合意のあり方から見ても極めて問題だし、私どもの出している修正案は統合を否定するものではない。できるだけ父母の意見を反映した統合を進めるべきだということを出した修正案であります。いろんな形も検討はしてみたのですが、法規も含めて検討したところ、執行権を侵害しない範疇でということでのこのような文案となっております。

もう一度具体的に言いますと、原案では平成29年4月1日とされているところを条例の公布の日から1年6カ月という期間と修正することにより、保護者及び地域住民に対ししっかりと説明し、統合に関して十分な合意を形成させるため、施行日を修正するというものであります。議員各位のご賛同のほどよろしくお願いいたします。

○議長（根岸勇雄君） 以上で議案第15号に対する修正案の説明は終わりました。

これより議案第15号に対する修正案についての採決に入ります。

本修正案の採決は起立により行います。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（根岸勇雄君） 起立少数であります。

よって、本修正案は否決されました。

次に、議案第15号の原案についての採決に入ります。

採決は起立により行います。

議案第15号の原案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（根岸勇雄君） 起立多数であります。

よって、議案第15号の原案は可決されました。

これより議案第45号 平成28年度佐渡市国民健康保険特別会計予算についての討論に入ります。

中川直美君の反対討論を許します。

中川直美君。

〔8番 中川直美君登壇〕

○8番（中川直美君） 国民健康保険特別会計についての反対討論を行います。

まず、今予算は暫定予算で、6月の本算定で国民健康保険の税率等が決まることはご承知のとおりであります。本会議の上程のときにも今後の方針について担当の課長、市長にも今後の方向をただしたところであります。今深刻な不景気や暮らしの中で最も負担が高いと言われているのがこの国民健康保険税であります。市民の健康や医療を守る点でも国民健康保険税は引き下げの方向に持っていくべきであるということでもあります。

本会議の上程のときにも指摘をしておきましたが、厚生労働省の2月9日付の平成26年度の全国の国民健康保険財政の状況についての速報値の中で明確に示されておりますが、全体の中で国民健康保険税を引き下げるための一般会計からの繰入れ、法定外繰入れとありますが、この繰入れは平成25年度で2.71%、平成26年度で2.63%であります。ところが、去年は佐渡市は一円たりとも法定外繰入れをしておりません。このことが国民健康保険税の値上がりにつながっています。この2.7%程度を佐渡市に当てはめると、約2億円ぐらい全国では入れているという、こういった計算になります。これを入れれば1世帯当たり、1人当たりが大きく下がることは間違いありません。私は、何も無理なことをやれと言っているのではありません。全国の市町村の中で半数以上の自治体が一般会計からの法定外繰入れで市民の暮らし、医療のために頑張っているのです。加えて言えば、佐渡市も平成25年度には1億8,500万円、平成26年度には6,000万円を入れてきたという経験があります。新潟県の国民健康保険団体連合会の出している平成27年3月31日現在の佐渡市の国民健康保険税の状態は県内でどうかといえば、この時点では県内でトップクラス、7位です。その前は、県内で4位という高い水準であります。佐渡の所得が低いことは言うまでもありません。多くの自営業者や国民健康保険加入者から大変な悲鳴が上がっている中でありますから、少なくとも引き下げの方向をしっかりと示すべきであった、このことを強く指摘をして反対の討論といたします。

○議長（根岸勇雄君） 以上で議案第45号についての討論は終わりました。

これより議案第45号 平成28年度佐渡市国民健康保険特別会計予算についての採決に入ります。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（根岸勇雄君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第49号 平成28年度佐渡市歌代の里特別会計予算についてに関する委員長質疑に入ります。

中川直美君の委員長質疑を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 平成28年度佐渡市歌代の里の特別会計予算についてお尋ねをしたいと思います。一言で言えば、何も書いていないものですから、わからないのでありますが、賛成少数で否決ということですが、否決となった理由をお尋ねをしたいと思います、これだけです。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

市民厚生常任委員長、大森幸平君。

○市民厚生常任委員長（大森幸平君） なぜ否決になったかということでございます。介護士等の職員不足から稼働率が低く、一般会計などからの繰入金を除くと赤字決算となっております。その傾向は以前から見られており、当委員会でも再三指摘をしているところではありますが、それを改善しようとする努力が見られず、安易に一般会計から繰入金を入れている点や、他の社会福祉法人が運営する特別養護老人ホームでは経営努力をし、収益を上げて運営している状況を踏まえた中で今回の否決につながったということでもあります。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 今のお話を聞くと、繰入れをしているのが問題だということではありますが、介護3施設、介護には特別養護老人ホームや老人保健施設や療養型のもあって3施設と言われているわけなのですが、介護保険が始まる前、早い時期からやっているところ、民間でいうところには積み立てがあるので。社会福祉法人の積み立て云々という議論もあったでしょう。ところが近々に始めた方というのはたまたま、そんなこと言うかなと思っていたのですが、例えば特別養護老人ホームは4分の1が赤字に、福祉医療機関調査、新聞でも報道されています。やっぱり一生懸命努力することはもちろん必要なのだけれども、こういった採算の合いにくい施設だからこそやっぱり一般会計で繰入れをして、高齢者の安心、安全、介護の問題を支えていく必要があるのではないか、そういう議論にはならなかったのですか。

○議長（根岸勇雄君） 大森幸平君。

○市民厚生常任委員長（大森幸平君） お答えいたします。

議員のおっしゃる理由については十分理解をできますが、やはり一般会計からどんどん赤字の部分を繰入れればよいという、この姿勢についてはしっかりと反省をしていただかなければならぬというのが理由でございます。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 以上で議案第49号に関する委員長質疑を終結いたします。

これより議案第49号 平成28年度佐渡市歌代の里特別会計予算についての討論に入ります。

金光英晴君の賛成討論を許します。

金光英晴君。

〔17番 金光英晴君登壇〕

○17番（金光英晴君） 議案第49号について賛成の立場で討論を行います。

この特別会計は、特別養護老人ホーム歌代の里の運営をするための会計であります。島内では、歌代の里以外民間の6社会福祉法人がそれぞれ特別養護老人ホームを運営しております。民間の6社会福祉法人では、特別養護老人ホームの運営費はサービス費と利用者負担金で運営されております。歌代の里では、それらでは賅えず、一般会計から多額の繰入れ、いわゆる赤字補填し、運営する予算であり、経営努力が足りないとする市民厚生常任委員会の気持ちは理解するものであります。

しかし、ここでこの予算を否決すれば、歌代の里は4月以降の運営に支障を来すおそれもあります。利

用者や家族を不安に陥れることとなります。利用者や家族も佐渡市民であります。市民を不安に陥れることのないようにとの思いで原案に賛成するものであります。

市民厚生常任委員会に苦言を申しますが、市民生活に直接かかわる問題を問答無用とばかりにいきなり否決としないで、執行部及び対応策の言質をとり、意見をつけるなり、場合によっては市長と直接折衝するなど議会として大人の対応が必要ではなかったのかと残念でなりません。

経営の対応策については、一朝一夕で解決できるものではないと考えます。執行部に申し上げます。ベッドの利用率の改善や経営努力とあわせて経営主体の検討も議論することを強く求め、あわせてこれからの佐渡は人口減が続きますが、高齢人口は横ばいと見通されており、現在入所待機者が三、四百名おります。市民からも請願が出されておりますが、特別養護老人ホームの整備はまだまだ必要と考えます。観光や農業の施策も重要ではありますが、それらに比べ、佐渡の福祉は立ち遅れていると考えております。これからさらに進む高齢化社会の中で、安心、安全の島づくりのために福祉施設の整備に力を入れるよう求めて賛成討論といたします。ご賛同のほどよろしく願いいたします。

○議長（根岸勇雄君） 以上で議案第49号についての討論を終結いたします。

これより議案第49号 平成28年度佐渡市歌代の里特別会計予算についての採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は否決であります。本案の採決は会議規則第70条第1項の規定により原案に賛成する諸君の起立により行います。

念のため申し上げます。議案第49号に賛成される方は起立してください。

それでは、お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（根岸勇雄君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第50号 平成28年度佐渡市すこやか両津特別会計予算についてに関する委員長質疑に入ります。

中川直美君の委員長質疑を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） すこやか両津、いわゆる老人保健施設であります。言うまでもありませんが、これは特別養護老人ホームと病院の中間施設で在宅復帰を目指す施設であるわけですが、そういった方が入所しているにもかかわらず、なぜ否決となったのか。理由は何か。

2つ目は、審査においてどのような議論があったのかお尋ねをしたいということでもあります。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

市民厚生常任委員長、大森幸平君。

○市民厚生常任委員長（大森幸平君） お答えいたします。

先ほど議案第49号で説明した中身と全く同じ考え方でこういう結論になったということで報告いたします。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 確認ですが、そうすると一般会計からの繰入れで経営努力が見られないという理由だというふうに理解していいですか。

○議長（根岸勇雄君） 大森幸平君。

○市民厚生常任委員長（大森幸平君） そのように報告したつもりです。

○議長（根岸勇雄君） 以上で議案第50号に関する委員長質疑を終結いたします。

これより議案第50号 平成28年度佐渡市すこやか両津特別会計予算についての討論に入ります。

中川直美君の賛成討論を許します。

中川直美君。

〔8番 中川直美君登壇〕

○8番（中川直美君） 賛成討論を行います。

先ほどの歌代の里と同じことで否決をしたというのが市民厚生常任委員会の委員長の答弁であります。先ほど私は質疑の中でも指摘をしておきましたが、経営、経営と言うのですが、そこを優先した結果が今の介護離職や介護士の不足になっているのではないのでしょうか。ここにたまたまきょう記事を持っていたのですが、年間職員1人に係る人件費比率62%云々、これが経営を圧迫しているというのです。だからこそこういった施設では職員をぞんざいにも扱やし、非正規や専門職でないのでも使っていくということが介護職の問題を一層深刻にしているのではないのでしょうか。もちろん公立の施設であろうと経営努力や一生懸命努力をしていくことは言うまでもありません。具体的に言えば、現在すこやか両津に入っている方は要介護1の方で13人、要介護2の方が13人、要介護3が19人、要介護4が24人、要介護5が10人ということで、2月末での稼働率は88%であります。全国の施設の中で稼働率の問題をいうと、もっと低いというのが状況であります。先ほど賛成討論にもありましたが、そういった点でこういった施設はとめるわけにはいきません。経営努力が必要なことは言うまでもありませんが、こういった入居者の心情を鑑みて賛成討論といたします。

○議長（根岸勇雄君） 以上で議案第50号についての討論を終結いたします。

これより議案第50号 平成28年度佐渡市すこやか両津特別会計予算についての採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は否決であります。本案の採決は会議規則第70条第1項の規定により原案に賛成する諸君の起立により行います。

念のため申し上げます。議案第50号に賛成される方は起立してください。

それでは、お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（根岸勇雄君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議決いたしました議案第15号、第45号、第49号、第50号を除く市民厚生常任委員会付託案件について採決いたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり決しました。

次に、産業建設常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長、中村良夫君。

〔産業建設常任委員長 中村良夫君登壇〕

○産業建設常任委員長（中村良夫君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定に基づき報告します。

議案第19号 佐渡市窪田キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、窪田キャンプ場において指定管理者による管理を可能とするため、佐渡市窪田キャンプ場条例の一部を改正するものがあります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第20号 佐渡市水道事業の設置等に関する条例及び佐渡市特別会計条例の一部を改正する等の条例の制定について。本案は、これまで簡易水道特別会計で処理していた簡易水道の経理を水道事業会計に移行し、水道事業の一本化を進めるため、佐渡市水道事業の設置等に関する条例を始めとする関係条例の改廃を行うものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第24号 公有水面埋立てに係る意見について（多田地内）。本案は、多田地内において新潟県が実施する主要地方道佐渡一周線道路拡幅工事に必要となる道路用地及び海岸保全施設用地を造成するため、公有水面を埋め立てすることについて議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第26号 財産の無償譲渡について（有限会社クリエイトはもち株式）。本案は、市の保有する有限会社クリエイトはもちの株式を同社に無償譲渡することについて、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第28号 市道路線の変更について。本案は、市道浜中21号線道路改良舗装事業が完了したことに伴い、当該路線及びこれに関連する市道路線の一部を変更することについて議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第48号 平成28年度佐渡市下水道特別会計予算について。本案は、平成28年度佐渡市下水道特別会計予算について歳入歳出予算の総額を33億580万円とするもので、前年度当初予算と比較して4,630万円、率にして1.4%の減となるものであります。主な内容は、下水道施設の維持管理経費や公債費といった経常経費を計上するほか、下水道建設事業費を計上するものであります。審査の結果、次のとおり意見を付して原案どおり可決すべきものとして決定しました。

意見。人口減少に伴い、将来的に料金収入が減少していくことは明らかである。将来における本会計の経営を見据え、下水道整備計画区域の見直し、合併処理浄化槽への切りかえを進めること。

議案第56号 平成28年度佐渡市水道事業会計予算について。本案は、平成28年度佐渡市水道事業会計予算について収益的収入の予定額を24億6,287万7,000円、収益的支出の予定額を27億3,925万4,000円、資本的収入の予定額を20億1,830万円、資本的支出の予定額を26億8,452万8,000円とするものであります。主な内容は、水道水の安定供給を行うための維持管理経費を計上するほか、老朽管更新事業を始めとする建設改良事業費を計上するものであります。なお、前年度まで簡易水道特別会計において処理していた簡易

水道の経理を本会計に一本化したことから、前年度当初予算と比較して予算規模が大きくなっております。審査の結果、次のとおり意見を付して原案どおり可決すべきものとして決定しました。

意見。本年度の収益的収支において2億7,637万7,000円の赤字予算となっている。これは、簡易水道の経理を一本化したという要因があるものの、赤字予算であることに変わりはなく、さらに将来的に給水人口の減少により水道事業財政が今後一層厳しさを増してくるものと思料するところである。しかしながら、これ以上の水道料金の値上げは行うべきではなく、一般会計からの財政支援を得る等の対応策を講ずるべきである。今後市が策定する水道ビジョンにおいては上記の対応策を取り入れることを強く求める。なお、水道ビジョンは速やかに議会に提示すること。

議案第59号 佐渡市中小企業・小規模企業振興条例の制定について。本案は、本市の産業振興に果たす中小企業の役割の重要性に鑑み、中小企業の振興に関する基本理念や行政、中小企業者その他関係団体の役割といった基本的事項を定める条例を制定するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（根岸勇雄君） 以上で産業建設常任委員長の報告は終わりました。

これより産業建設常任委員会付託案件について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 発議案第1号

○議長（根岸勇雄君） 日程第3、発議案第1号 意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

大森幸平君。

〔6番 大森幸平君登壇〕

○6番（大森幸平君）

発議案第1号

脳しんとうの啓発、予防措置の推進及び相談窓口の設置を求める意見書の提出について
上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成28年3月22日

佐渡市議会議長 根 岸 勇 雄 様

提出者	佐渡市議会議員	大 森 幸 平
賛成者	”	金 子 克 己
	”	村 川 四 郎
	”	中 川 隆 一

” 金 田 淳 一
” 駒 形 信 雄

脳しんとうの啓発、予防措置の推進及び相談窓口の設置を求める意見書

脳しんとうは、軽度の外傷性脳損傷であり、受傷しても通常生命を脅かすことはないが、重篤な症状を引き起こす場合もある。これを繰り返すと永久的な脳損傷を受ける可能性が高くなり、死に至る場合があるにもかかわらず、家庭や学校及び職場等において正確な認識と理解が進んでいない状況にある。

また、重篤な事案となった場合における初動調査が遅れがちになることにより、事案の経緯が明確にならず同様の事故が繰り返し発生している。

よって、国においては、上記の現状を踏まえ下記事項を実現されるよう強く求める。

記

- 1 各学校等の職員及びスポーツコーチ並びに救急隊員に、Pocket SCAT 2の携帯を義務付けるとともに、むち打ち型損傷や頭頸部に衝撃を受けたと推測される事案が発生した場合は、症状を客観的に判断し、家族へ報告することを義務付けること
- 2 脳しんとうを疑った場合は、直ちに神経学的検査の受診を義務付けるとともに、客観的な判断ができる医療連携体制の構築を進めること
- 3 脳しんとうについて、各自治体の医療相談窓口等に対応のできる職員を配置し、医療機関をはじめ国民及び教育機関への啓発、周知、予防をより一層図ること
- 4 学校等で発生した事案が重篤な場合は、直ちに保護者へ連絡するとともに、第三者調査機関を設置し、迅速な事故調査及び開示を行わせること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員各位のご賛同をお願いいたします。

○議長（根岸勇雄君） これより発議案第1号について採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 発議案第2号

○議長（根岸勇雄君） 日程第4、発議案第2号 佐渡市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について議題といたします。

提出者の説明を求めます。

岩崎隆寿君。

〔13番 岩崎隆寿君登壇〕

○13番（岩崎隆寿君）

発議案第2号

佐渡市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の議案を地方自治法第112条及び佐渡市議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成28年3月22日

佐渡市議会議長 根岸勇雄様

提出者	佐渡市議会議員	岩崎隆寿
賛成者	〃	村川四郎
	〃	金光英晴
	〃	佐藤孝
	〃	大澤祐治郎
	〃	中川直美
	〃	大森幸平
	〃	山田伸之

佐渡市議会会議規則の一部を改正する規則

佐渡市議会会議規則（平成16年佐渡市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第83条第2項中、「前3条」を「、前3条」に改める。

第90条に次の1項を加える。

2 委員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

別表中「第157条」を「第164条」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

本案は、出産に伴い、本会議及び委員会を欠席する場合の手續に関する規定を追加するため、佐渡市議会会議規則の一部を改正するものであります。

議員各位のご賛同をお願いいたします。

○議長（根岸勇雄君） これより発議案第2号について採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 発議案第3号

○議長（根岸勇雄君） 日程第5、発議案第3号 佐渡市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

岩崎隆寿君。

〔13番 岩崎隆寿君登壇〕

○13番（岩崎隆寿君）

発議案第3号

佐渡市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を地方自治法第112条及び佐渡市議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成28年3月22日

佐渡市議会議長 根 岸 勇 雄 様

提出者	佐渡市議会議員	岩 崎 隆 寿
賛成者	〃	村 川 四 郎
	〃	金 光 英 晴
	〃	佐 藤 孝
	〃	大 澤 祐治郎
	〃	中 川 直 美
	〃	大 森 幸 平
	〃	山 田 伸 之

佐渡市議会委員会条例の一部を改正する条例

佐渡市議会委員会条例（平成16年佐渡市条例第328号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表総務文教常任委員会の項中「総務文教常任委員会」を「総務常任委員会」に改め、「世界遺産推進課」を削り、「交通政策課」を「税務課」に改め、「教育委員会」を削り、「監査委員」の次に「固定資産評価審査委員会」を加え、同表市民厚生常任委員会の項中「市民厚生常任委員会」を「社会文教常任委員会」に、「8人」を「7人」に、「市民生活課、税務課」を「世界遺産推進課、市民生活課」に、「固定資産評価審査委員会」を「教育委員会」に改め、同表産業建設常任委員会の項中「8人」を「7人」に、「農林水産課」を「交通政策課、農林水産課」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月18日から施行する。

本案は、4月に予定されている一般選挙後に議員定数が22名となることを踏まえ、常任委員会の委員定数を改めること及び常任委員会の所管の適正化等を図るため、佐渡市議会委員会条例の一部を改正するものであります。

議員各位のご賛同をお願いいたします。

○議長（根岸勇雄君） これより発議案第3号について採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第57号

○議長（根岸勇雄君） 日程第6、議案第57号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） 議案第57号 人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

本案は、佐渡市の人権擁護委員、岩下彰顯氏が平成27年11月30日をもって辞任をされたため、その後任の候補者として山本一夫氏を推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

よろしくご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（根岸勇雄君） これより議案第57号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案は、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決しました。

日程第7 議案第58号

○議長（根岸勇雄君） 日程第7、議案第58号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） 議案第58号 人権擁護委員候補者の推薦について。

本案は、佐渡市の人権擁護委員、中川知枝子氏の任期が平成28年6月30日をもって満了となるため、その後任の候補者として尾中美津代氏を推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

よろしくご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（根岸勇雄君） これより議案第58号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案は、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決しました。

○議長（根岸勇雄君） これで本日の日程は全て終了いたしました。

ここで、市長から発言を求められておりますので、これを許します。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） 平成28年第2回市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げさせていただきます。

まずは、3月2日の開会から本日までの長期間にわたり議案のご審議をいただきましたことに対しまして感謝を申し上げる次第であります。本定例会冒頭におきまして、施政方針では平成28年度の市政運営に臨む私の基本姿勢と所信を述べさせていただき、議員各位並びに市民の皆様のご理解とご協力をお願いしたところでございます。

さて、今後は地方創生の時代であります。佐渡市の最重要課題の一つである人口減少対策に対応すべく、昨年の7月に県内でもいち早く佐渡市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定をし、第1次産業の振興と観光振興を中心とした若者の雇用の受け皿づくりと子育て環境の整備に取り組んでまいりました。今後も国の地方創生関連制度を有効に活用しながら、佐渡版地方創生総合戦略の充実を図っていききたいと考えているところでございます。

また、昨年は非常に残念な結果に終わったわけではありますが、佐渡金銀山の世界文化遺産の登録の活動につきましましては、ことしこそ国内推薦をいただき、平成30年度の世界文化遺産登録をかち取りたいと考えております。議員各位、市民の皆様、佐渡金銀山世界遺産登録推進県民会議、首都圏佐渡連合会など、多くの皆様のお力をおかりして登録に向けた活動を精力的に進めていかなければなりません。

また、環境省は今年10日、佐渡で放鳥されました野生下のトキのペアが今期初めて営巣を始めたことを、さらに17日には野生下で卵を温める抱卵を確認したことを発表いたしました。ことしこそ佐渡の自然界で生まれ育った雄と雌のペアによる初のひなの誕生を期待するものであります。

最後になりますが、議員の皆様におかれましては今後ますますのご活躍を祈念申し上げるとともに、市勢発展のため絶大なるご協力をお願いをし、今議会の閉会の挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございました。

○議長（根岸勇雄君） ここで、私ども任期中最後の定例会の閉会に当たり、私から一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、この4年間、難問山積する中で、その職務を果たすため並々ならぬ努力を重ねていただきましたこと、本当にご苦勞さまでございました。そして、ご協力をいただきまことにありがとうございました。

また、甲斐市長におかれましては、市の課題克服のために各種施策に苦心されたことと思います。私自身、合併10年という新たなスタートの年に議長に就任をさせていただき、2年間議会運営をさせていただきました。議会と執行部で数々の議論がございましたが、これもひとえにお互いの持つ佐渡への思い、そして市の将来への強い思いのあらわれであったと思いを返している次第でございます。

ことしは、地方創生を具体化させていく年であります。また、世界遺産登録に向けて正念場の年でもあります。課題を克服し、市の将来に向けて持続可能な仕組みをみんなで一緒に考える必要がございます。議会と執行部は両輪の例えのとおり、市の未来を誤らずに導くという大きな責務があります。その課せられた責務を遂行するために、お互いを尊重しながら議論は議論として一丸となって切磋琢磨する中で、市民の望む佐渡市建設に向けて邁進していただきたいと思っております。

また、職員の皆様におかれましては、公務員としての自覚を持ち、市民の安全、安心な暮らしを守るため、自信と誇り、そして信念を持って一層の研さんを積み、職務に精励していただくことを願う次第でございます。皆様のご協力のもと、きょうを迎えられましたことに対し、重ねて厚く感謝を申し上げます。任期最後の定例会最後の挨拶といたします。

以上で会議を閉じます。

平成28年第2回佐渡市議会定例会を閉会いたします。(拍手)

午後 3時33分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 根 岸 勇 雄

署 名 議 員 竹 内 道 廣

署 名 議 員 近 藤 和 義